

# 砥部町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27年3月

砥部町

## 目 次

第1	はじめに	1
1	趣旨	1
2	内容、位置付け	1
3	対象とする疾患	1
第2	新型インフルエンザ等対策の基本方針	2
1	新型インフルエンザ等の特徴	2
2	新型インフルエンザ等対策の目的	2
3	新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	3
4	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	5
5	新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	6
6	対策推進のための役割分担	7
7	町行動計画の主要7項目	10
	(1) 実施体制	
	(2) 情報収集	
	(3) 情報提供・共有	
	(4) 予防・まん延防止	
	(5) 予防接種	
	(6) 医療	
	(7) 町民生活及び町民経済の安定の確保	
8	発生段階	16
第3	各段階における対策	18
1	未発生期	19
2	海外発生期	23
3	県外発生期（地域未発生期）	26
4	県内発生早期（地域発生早期）	29
5	県内感染期（地域感染期）	35
6	小康期	40
第4	その他（備蓄品・業務継続計画）	43
	用語解説等	46

# 第1 はじめに

## 1 趣旨

新型インフルエンザが発生すると、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があり、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定(地方)公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

そこで、特措法及び感染症法に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、迅速かつ確かな対策が実施できるよう、本町全体の態勢を整備するため、砥部町新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「町行動計画」という。)を定める。

## 2 内容、位置付け

この町行動計画は、特措法第8条に基づき、町における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び町が実施する措置等を示すもので、政府の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下「政府行動計画」という。)及び「愛媛県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「県行動計画」という。))に基づき位置付けられるものである。

病原性の高い新型インフルエンザ等だけでなく、病原性が低い場合等、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

また、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や、新型インフルエンザ等対策における検証等を通じ、政府行動計画及び県行動計画が改正された場合等は、適時適切に町行動計画の見直しを行うものとする。

## 3 対象とする疾患

- (1) 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- (2) 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

## 第2 新型インフルエンザ等対策の基本方針

### 1 新型インフルエンザ等の特徴

#### (1) 発生の予測や阻止が困難であること

- ア 発生時期を正確に予知することは困難である。
- イ 発生そのものを阻止することは不可能である。
- ウ 世界中のどこかで発生すれば、町内への侵入も避けられない。

#### (2) 町民の生命、健康、経済全体に大きな影響を与えること

- ア 長期的には多くの町民が罹患する。
- イ 患者の発生が一定の期間に集中してしまった場合、医療機関の受入能力を超えてしまう。
- ウ 病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。
- エ 本町の危機管理に関わる重要な課題と位置付けて対策を講じていく必要がある。

### 2 新型インフルエンザ等対策の目的

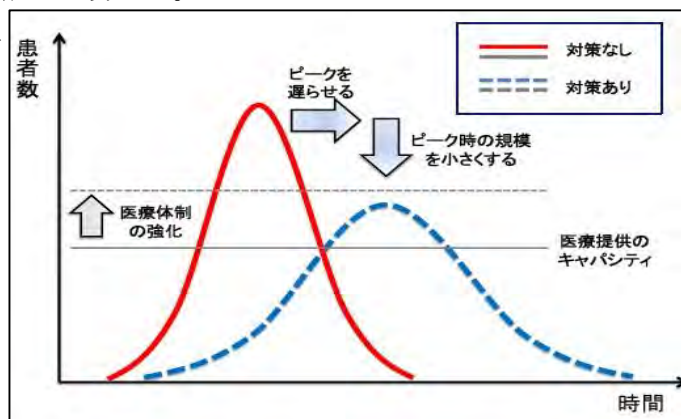
#### (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護すること

- ア 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- イ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして、医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療機関の受入能力を超えないようにする。
- ウ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- エ 新型インフルエンザ等の病原体が国内に侵入することを防ぐことは不可能であるということ为前提として対策を策定する。

#### (2) 町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること

- ア 地域や職場での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
- イ 事業継続計画の作成・実施等により、医療提供の業務又は町民生活及び町民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

#### <対策の効果 概念図>



### 3 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うと、その対策が外れた場合の大きなリスクを背負うことになりかねない。これらのことから、本町行動計画は病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、病原性が低い場合も含め、さまざまな病原性、発生段階、状況変化等にも対応できるよう柔軟に対応できるように、対策の選択肢を示すものである。なお、各発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らず、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化することに留意する。また、事態によっては、内閣総理大臣を本部長とする新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）及び県対策本部と協議の上、地域の実情等に応じて、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮・工夫を行う。

国においては、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせるバランスのとれた戦略を目指すこととしており、本町においても新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、国や県と連携しながら、次の点を柱とする一連の流れをもった対策を講じる。

- ・ 発生前の段階では、国・県は水際対策の実施体制の構築、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備、ワクチンの供給体制の整備、町民に対する啓発や企業による業務継続計画等の策定など、発生に備えた事前準備を周到に行う。本町は、県との連携を強化し、体制整備を図る。
- ・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した段階では、町内への病原体の侵入を防ぐことは不可能であるということ为前提として、県等との連携の強化等により、病原体の町内侵入の時期をできる限り遅らせることが重要である。
- ・ 県内での発生段階では、県・町は患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛や抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討を行う。さらに病原性に応じて、県が行う不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等の要請に協力し、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を講じる。
- ・ 県内で感染が拡大した段階では、国、県、事業者等と相互に連携して、社会状況を把握し、医療の確保や町民生活・経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、本町行動計画もあらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが想定され、社会の状況に応じて臨機応変に対処していく。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える恐れがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを国民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や、社会的混乱を回避するためには、国、都道府県、市町村、指定(地方)公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や国民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日ごろからの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンがない可能性が高い重症急性呼吸器症候群(SARS)のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

## 4 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

国、県、市町又は指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

### (1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重するとともに、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

なお、医療関係者への医療等の実施、不要不急の外出の自粛、学校・興行場等の使用制限、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等に関する県対策本部への要請に当たって、町民の権利と自由に制限を加える場合は、当該新型インフルエンザ等対策を実施するための必要最小限のものとする。

### (2) 危機管理としての特措法の性格

特措法において、緊急事態に備えて様々な措置を講じることとしているが、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

### (3) 関係機関相互の連携協力の確保

町対策本部は、政府対策本部や県対策本部と、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

県対策本部長から町対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

### (4) 記録の作成・保存

町は、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存するとともに公表する。

## 5 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

新型インフルエンザ等は、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられる。

しかし、鳥インフルエンザ(H5N1)等に由来する病原性の高い新型インフルエンザ等の場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

政府行動計画の策定に当たり、有効な対策を考える上での患者数等の流行規模に関する被害想定は、実際の想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要であるとしている。

また、新型インフルエンザ等の流行規模は、病原体側の要因(出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等)や宿主側の要因(人の免疫の状態等)、社会環境など多くの要素に左右され、病原性や発生の時期を正確に予測することは不可能である。

そこで、町行動計画を策定するに際しては、県行動計画の被害想定を参考に、一つの例として次のように想定した。

		全国	愛媛県	砥部町
人口(H22 国勢調査)		128,057,352 人	1,431,493 人	21,981 人
		国計画(推計)	県計画(推計)	砥部町(推計)
感染者数(人口の25%)		3,200 万人	357,873 人	5,495 人
医療受診者数(上限)		約 2,500 万人	285,875 人	4,389 人
中等度の 場合	入院患者	約 53 万人(上限)	6,741 人	103 人
	1日最大入院数		1,285 人	19 人
	死亡者数	約 17 万人(上限)	2,187 人	33 人
重度の 場合	入院患者	約 200 万人(上限)	約 21,600 人	330 人
	1日最大入院数		4,116 人	63 人
	死亡者数	約 64 万人(上限)	約 7,200 人	110 人

\*アメリカ疾病予防管理センターの推計モデルソフトで計算した愛媛県数値を人口按分で積算



## 6 対策推進のための役割分担

### (1) 国の役割について

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法第3条第1項に基づき、自らその対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」(以下「関係省庁対策会議」という。)の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

### (2) 県・町の役割について

県・町は、新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る対策を的確かつ迅速に実施するとともに関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。

#### ア 県

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、政府の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、確かな判断と対応が求められる。

- ・新型インフルエンザ等発生前は、政府行動計画等を踏まえ、県行動計画等を策定し、医療の確保、県民の生活支援等に関し、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を推進する。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、知事を本部長とする対策本部等を設置し、国における対策全体の基本的な方針や本県の状況等を踏まえ、医療機関、市町、指定(地方)公共機関等の関係機関と連携を図りながら対策を推進する。

#### イ 町

町は、住民に最も近い行政単位であり、政府の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められており、対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

- ・新型インフルエンザ等発生前は、県と同様、町行動計画を策定し、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を進め、発生時には、県と連携して、対策を推進する。
- ・住民に対する健康相談、ワクチン接種、生活支援、社会的弱者への支援に関し、主体的に対策を実施する。

特に新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、町においては、特措法第34条に基づき、町長を本部長とする対策本部等を設置し、国、県、保健所等の対策に協力するとともに医療体制の確保等のため伊予医師会や近隣市町と緊密な連携を図る。

また、発生に備え、主にワクチンの住民接種などの具体的な実施方法について、迅速かつ効果的な砥部町新型インフルエンザ等住民接種マニュアルを整備する。

### (3) 医療機関の役割について

医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や医療資器材の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進め、発生状況に応じて、医療を提供するよう努める。

- ・医療機関は、医療提供体制の整備に積極的に参画するとともに、新型インフルエンザ等発生後は、国の基本的対処方針や本県の状況等を踏まえ、適切な診療・治療の実施、サーベイランスや検体採取の協力を行う。

### (4) 指定(地方)公共機関の役割について

指定(地方)公共機関とは、都道府県の区域において、医療、医薬品又は医療機器等の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聞いて都道府県が指定するものをいう。

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法第3条第5項の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

### (5) 登録事業者の役割について

登録事業者とは、特措法第28条に規定する特定接種の対象となる、「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者(医療関係者、公共サービス提供者、医薬品の製造・販売事業者、運送事業者等)であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているものをいう。

登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染予防策や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うとともに、発生時においては、最低限の国民生活を維持し、社会的使命を果たすことができるよう、その活動を継続するよう努める。

#### (6) 一般の事業者及び学校・施設等の役割について

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策、特に多数の者が集まる90事業を行う者については、感染防止のための措置や事業縮小の検討等を行うことが求められる。

- ・事業者は、県が勧告・要請する感染予防策の徹底、ライフライン及び食料・生活必需品の確保、感染拡大防止措置(有症状者の出勤停止、事業活動自粛等)等に可能な限り協力する。
- ・各種施設及び学校は、日頃から、入所者又は児童・生徒の健康状態の把握に努めるとともに、施設・学校内での感染予防策を徹底する。

また、新型インフルエンザ等の発生後は、県が勧告・要請する感染予防策の徹底、臨時休業等に可能な限り協力する。

#### (7) 町民の役割について

町民は、国や県、町が新型インフルエンザ等に関して発信する広報や報道に留意するとともに、マスクの着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄を行うとともに発生時には、発生状況や対策等について情報収集に努め、個人レベルでの感染予防策を実施するよう努める。

## 7 町行動計画の主要7項目

新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと及び「町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するため、「1 実施体制」、「2 情報収集」、「3 情報提供・共有」、「4 予防・まん延防止」、「5 予防接種」、「6 医療」、「7 町民生活及び町民経済の安定の確保」の7項目に分けて立案する。

各項目の対策については、発生段階ごとに記述する。

なお、横断的な留意点等については、以下のとおりである。

### (1) 実施体制

#### ア 考え方

全庁的な危機管理の問題として取り組み、国、県、事業者等と相互に連携を図り、一体となった取組を行う。

#### イ 全庁的、全町的な取組

新型インフルエンザ等が発生する前において、関係課の課長で構成する「砥部町新型インフルエンザ等対策会議」を通じ、事前準備の進捗を確認し、関係課等の連携を確保しながら、全庁一体となった取組を推進する。事務局は保険健康課とし、未発生期から担当者を決め、発生に備えた準備を行う。

保険健康課をはじめ、関係課においては、他市町や事業者、関係機関との連携を強化し、発生に備えた準備を進める。

#### ウ 新型インフルエンザ等対策本部

海外で新型インフルエンザ等の発生が確認された場合、政府対策本部や県対策本部の立ち上げが行われる。

新型インフルエンザ等緊急事態宣言の対象となった際には、特措法34条と砥部町新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき町対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策を迅速かつ総合的に推進し、町民の健康被害の防止及び社会機能維持を図る。

町対策本部を設置した際は、砥部町新型インフルエンザ等対策会議は解散とする。

緊急事態宣言が解除された場合、町対策本部は廃止とする。

所管事項は次のとおりとする。

- ・ 新型インフルエンザ等の発生動向の把握に関すること。
- ・ 特定接種の実施への協力及び住民に対する予防接種の実施に関すること。
- ・ 町内における新型インフルエンザ等の感染拡大抑制対策と予防対策に関すること。
- ・ 町内における新型インフルエンザ等に関する適切な医療の提供に関すること。
- ・ 町内発生時における社会機能維持に関すること。
- ・ 国、県、関係機関との連絡調整に関すること。

- ・ 町民に対する正確な情報の提供に関すること。
- ・ その他対策本部の設置目的を達成するために必要なこと。

## (2) 情報収集

海外発生期から常に国、県からの情報提供に注意し、インターネット等でも情報を収集する。

- ① 県、中予保健所からのメール等での国内外の情報収集
- ② 近隣市町からの情報収集
- ③ 厚生労働省・国立感染症研究所・外務省・WHOなどのウェブサイトによる情報収集

## (3) 情報提供・共有

### ア 情報提供・共有の目的

国、県、町、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し、適切な行動をとるためには、対策の全ての段階、分野において、各々がコミュニケーションを図る必要がある。

なお、コミュニケーションは、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含む双方向性のものであることに留意する。

### イ 情報提供手段の確保

町民が情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

### ウ 発生前における町民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報などを県等と連携して、町民、医療機関、事業者等に情報提供を行う。

特に、児童生徒等に対しては、学校での集団感染などにより、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生等について、丁寧に情報提供を行う。

### エ 発生時における町民等への情報提供及び共有

#### ① 発生時の情報提供について

町民への情報提供にあたっては、テレビ、ラジオ、新聞等のメディアの媒体の活用に加え、防災無線、ホームページ、ソーシャルネットワークサービス(SNS)などの活用を行う。

#### ② 町民の情報収集の利便性向上

町民の情報収集の利便性を図るため、関係省庁の情報、県や町の情報、指定(地方)公共機関の情報などを、必要に応じて、集約することで、総覧できるサイトを開設

するよう努める。

#### オ 情報提供体制について

情報提供に当たっては、情報の内容を統一するとともに集約して一元的に発信する体制を構築する。また、町対策本部に広報担当者を中心としたチームを設置し、各課と適時適切に情報を共有する。提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信する体制をとる。

コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において町民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていくこととする。

### (4) 予防・まん延防止

#### ア 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等の感染拡大防止策は、流行のピークをできるだけ遅らせ、体制整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめることである。

感染拡大防止策には、個人の行動を制限する面や対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案するとともに病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、対策の決定や縮小・中止を検討する。

#### イ 主な感染拡大防止策について

予防とまん延防止対策としては、町民に対して咳エチケット、マスク着用、手洗い、うがい等基本的予防策の実施を広く呼びかける。

外出や集会の自粛や一部事業の自粛の要請等の対策を行い、社会的活動における接触の機会を減らす。

実際に対策を実施する際には、協力が得られるよう、発生前から広く周知する。

そのほか、海外発生段階には、国や県が行う検疫等の水際対策に関して、県等からの要請に応じ、帰国者の健康観察等に協力する。

### (5) 予防接種

緊急事態宣言が行われた場合の予防接種に関しては、特措法第46条により市町村が主体となって実施することとなるが、接種方法については、国の「国行動計画ガイドライン」、「市町村のための新型インフルエンザ等住民接種に関する集団的予防接種のための手引き(暫定版)平成26年3月作成」、「愛媛県新型インフルエンザ等対策ガイドライン」、砥部町新型インフルエンザ等住民接種マニュアル等に基づき実施するものとする。

#### ア ワクチンについて

ワクチン接種は、個人の発症予防や重症化を防ぎ、受診患者数を減少させ、入院患

者数や重症者数を抑えることは、医療体制の確保及び健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンは、ウイルス株や製造時期が異なるプレパレンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

なお、新感染症については、ワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

## イ 特定接種

### ① 特定接種について

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

### ② 対象となり得る者

- ・ 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの(以下「登録事業者」という。)のうち、これらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)
- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

### ③ 基本的な接種順

- i) 医療関係者
- ii) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- iii) 指定公共機関制度を中心とする基準による事業者(介護福祉事業者を含む。)
- iv) それ以外の事業者

### ④ 柔軟な対応

危機管理においては、状況に応じた柔軟な対応が必要であるから、発生した新型インフルエンザ等の病原性やその際の社会状況等を総合的に政府対策本部(基本的対処方針等諮問委員会)において判断し、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定される。

### ⑤ 特定接種の接種体制について

登録事業者のうち、特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、それぞれが所属する県又は町を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、未発生期から接種体制の構築を図ることが求められる。

特に、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築が登録要件となる。

## ウ 住民に対する予防接種

### ① 住民接種

新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定(臨時の予防接種)による住民に対する予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定(新臨時接種)に基づく予防接種を行うこととなる。

住民接種の接種順位については、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位を基本とするが、緊急事態宣言においては柔軟な対応が必要となることから、病原性等の情報を踏まえて、政府対策本部が決定する。

### ② 住民接種の対象者分類

- i) 医学的ハイリスク者:呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
  - ・ 基礎疾患を有する者
  - ・ 妊婦
- ii) 小児(1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。)
- iii) 成人・若年者
- iv) 高齢者:ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群(65歳以上の者)

### ③ 住民接種の接種順位

接種順位については、新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方を基本とするが、緊急事態宣言がなされた場合は、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮し、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方やこれらの考え方を併せた考え方もあることから、政府対策本部が決定し、県・町に周知される。

### ④ 住民接種の接種体制

住民接種については、砥部町が実施主体となり、原則として、集団的接種により接種を実施する。接種に必要な医師等の従事者については、関係団体等の協力により確保する。接種方法については、国の「国行動計画ガイドライン(5.予防接種に関するガイドライン)」、「愛媛県新型インフルエンザ等対策ガイドライン」に基づき実施するものとする。

なお、具体的な接種手順については、「市町村のための新型インフルエンザ等住民接種に関する集団的予防接種のための手引き(暫定版)」に基づき、「砥部町新型インフルエンザ等住民接種マニュアル」に定めるものとする。なお、このマニュアルについては状況に応じて適宜見直すものとする。



## エ 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて、政府対策本部において総合的に判断し、決定される。

## オ 医療関係者に対する要請

県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示(以下「要請等」という。)する。

## (6) 医療

県では、医療に関して県行動計画に基づいて対策を行う。町は、県等からの要請に応じ、その対策等に適宜、協力する。

## (7) 町民生活及び町民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等は、多くの町民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われ、本人の罹患や家族の罹患等により、町民生活及び町民経済の大幅な縮小と停滞を招く恐れがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、町民生活及び町民経済への影響を最小限とできるよう、県、町、医療機関、指定(地方)公共機関及び登録事業者は特措法に基づき事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要である。

## 8 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類している。

国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部にて決定する。

また、地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染拡大防止策等について、柔軟に対応する必要があることから、県では次頁のとおり発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国と協議の上で、県対策本部において判断することとしている。

県、町及び関係機関等は、行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施することとする。

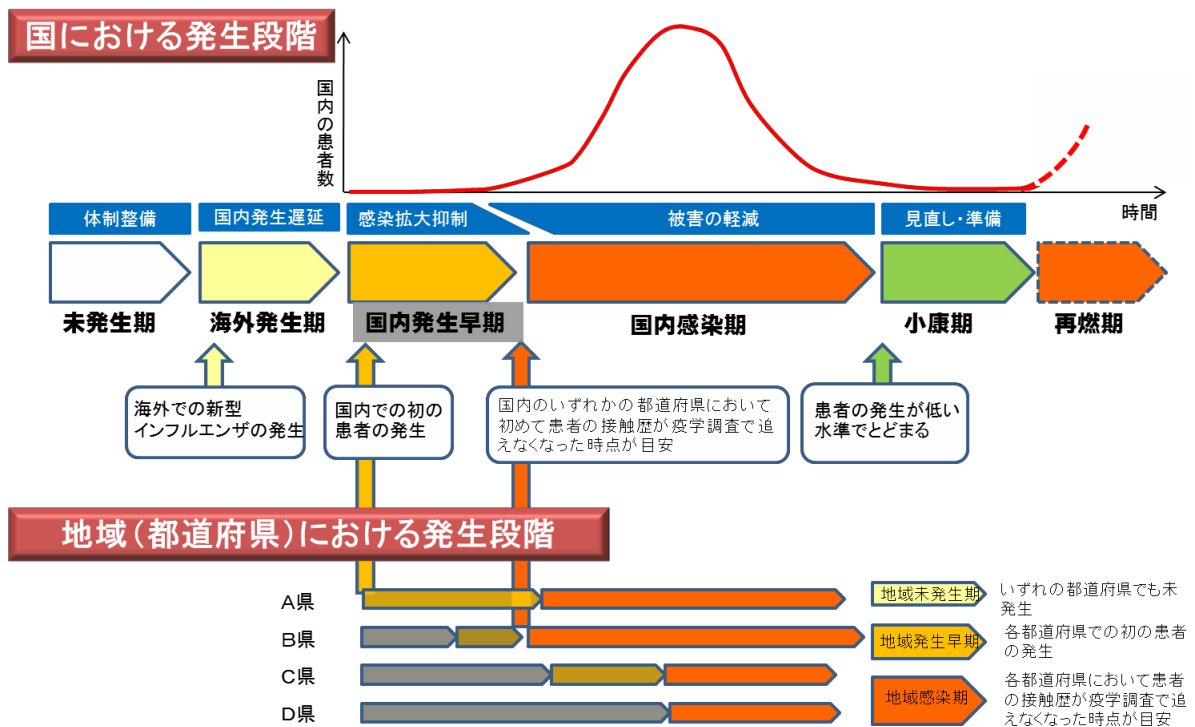
なお、各段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意が必要である。

<発生段階とその状態>

発生段階(国)	(愛媛県)	状態
未発生期		新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期		海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期 (全患者接触歴追跡可)	【県外発生期】	国内のいずれかの都道府県において新型インフルエンザ等が発生した状態
	【県内発生期(地域発生早期)】	
国内感染期 (全患者接触歴追跡不可)	【県内感染期(地域感染期)】	県内の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
		新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
小康期		

<国及び地域(都道府県)における発生段階>

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



### 第3 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成することになっており、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法については、必要に応じて、ガイドライン等に定めることとする。

## 1 未発生期

### <概要>

状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等が発生していない状態。</li> <li>海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。</li> </ul>
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等発生の情報収集と発生に備えた体制の整備に努める。</li> </ul>
対策の考え方	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、町行動計画等を踏まえ、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、事前の準備を推進する。</li> <li>2) 国、県、国際機関等からの情報収集等を行う。</li> <li>3) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。</li> </ol>
主な対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砥部町新型インフルエンザ等対策行動計画等の策定</li> <li>・県と連携した地域医療体制の整備</li> </ul>

### (1) 実施体制

#### ア 町行動計画等の作成

- ・ 町は、特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた町行動計画を作成し必要に応じて見直す。

#### イ 体制の整備及び国・県との連携強化

- ・ 町は、「砥部町新型インフルエンザ等対策会議」の枠組み等を通じ、各段階に応じた対策の実施に支障が生じないよう情報の収集及び提供、相談体制の整備、医療体制の確保等について検討を行う。
- ・ 町における取組体制を整備・強化するために、発生時に備えた業務継続計画を作成する。
- ・ 町は、県が中心となり、地域の医師会や市町、拠点病院、消防機関、警察等と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え実施する訓練に参加し連携を進める。
- ・ 町は、町行動計画、事業継続計画等の作成にあたり、必要に応じて、県による支援を要請する。

### (2) 情報収集

- ・ 関係機関のウェブサイトの対策等に関する国内外の情報を収集する。
- ・ 県、中予保健所からの情報の収集

### (3) 情報提供・共有

#### ア 継続的な情報提供

- ・ 町は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種広報等を通じ、町民に継続的に分かりやすい情報提供を行う。

#### イ 体制整備等

- ・ 町は、新型インフルエンザ等が発生した場合に、発生状況に応じた町民への情報提供の内容(対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体)、媒体(テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とし、情報の受取手に応じ、利用可能な複数の媒体・機関を活用)、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握する方策等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
- ・ 町は、地域における対策の現場となる市町や関係機関等とメールや電話を活用して、さらに可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらにインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有の在り方を検討する。
- ・ 町は、新型インフルエンザ等発生時に町民からの相談に応じるため、相談窓口等を設置する準備を進める。

### (4) 予防・まん延防止

#### ア 個人における対策の普及

- ・ 町は、感染予防のため、町民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、中予保健所及び保健センター等に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。
- ・ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。

#### イ 地域対策・職場対策の周知

- ・ 町は、新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。
- ・ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。

#### ウ 水際対策

- ・ 県では、検疫所との連携を強化するとともに、検疫所から通報を受けた場合の対応を整備する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

## (5) 予防接種

### ア ワクチンの生産等に関する情報の収集

- ・ 町は、厚生労働省が実施するプレパンデミックワクチンの有効性・安全性に関する臨床研究等の結果について情報収集を行い、予防接種体制の構築に役立てる。

### イ ワクチンの供給体制

- ・ 県では、国の方針を踏まえ、県内においてワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集する。

### ウ 基準に該当する事業者の登録

- ・ 町は、国が作成する特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示す登録実施要綱に基づき、国から要請があれば、必要に応じ、事業者に対する登録作業に係る周知を協力する。

### エ 予防接種体制の構築

#### (ア) 特定接種

- ・ 町は、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

#### (イ) 住民に対する予防接種

- ・ 町は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができる体制の構築を図る。
- ・ 町は、円滑な接種の実施のために、県の技術的な支援を受け、あらかじめ市町間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町以外の市町における接種を可能にするよう努める。
- ・ 町は、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。

### オ 予防接種における情報提供

- ・ 県では、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について、県民に対し情報提供を行い、理解促進を図る。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に提供する。

## (6) 医療

県では、医療に関して県行動計画に基づいた対策として、地域医療体制の整備、県内発生時の医療の確保等の対策を行う。町は、県等からの要請に応じ、その対策等に適宜、協力する。

(7) 町民生活及び町民経済の安定の確保

ア 業務計画等の見直し

- ・ 職場における感染対策、業務の縮小等の準備、業務計画等の見直しを行う。

イ 物資供給の要請等

- ・ 県では、新型インフルエンザ等の発生時における医薬品・食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売事業者、運送事業者等に対し、緊急物資の流通や運送等を実施する体制の整備を要請する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

ウ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

- ・ 町は、県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。

エ 火葬能力等の把握

- ・ 県は、市町の協力を得て、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握に努めるとともに、県内感染期に備えて火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

オ 物資及び資材の備蓄等

- ・ 町は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等するよう努める。



## 2 海外発生期

## &lt;概要&gt;

状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。</li> <li>・ 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。</li> <li>・ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。</li> </ul>
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内発生に備えて体制の整備を行う。</li> <li>・ 県内発生が遅延と県内発生を早期発見に努める。</li> </ul>
対策の考え方	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。</li> <li>2) 対策の判断に役立てるため、国、県、国際機関等を通じて、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。</li> <li>3) 国内発生した場合には、県等と連携して県内発生を早期に発見できるようサーベイランス・情報収集体制を強化する。</li> <li>4) 県等と連携して、海外及び国内での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、町民に準備を促す。</li> </ol>
主な対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 砥部町新型インフルエンザ対策会議を開催</li> <li>・ 新型インフルエンザ等の侵入をできるだけ遅らせる体制の整備</li> <li>・ 情報収集・共有</li> <li>・ 健康相談窓口の設置等による情報提供体制の構築</li> </ul>

## (1) 実施体制

## ア 体制強化等

- ・ 町は、国外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行う。
- ・ 町は、県のインフルエンザ等対策本部の動向に注意するとともに、砥部町新型インフルエンザ対策会議を開催し、国、県が決定した基本的対処方針を確認し、町行動計画等に基づく事前準備をする。
- ・ 町は、県等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、町民に広く周知する。
- ・ 町は、国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、県等と連携して、医療機関、事業者、町民に広く周知する。

**(2) 情報収集**

- ・海外における新型インフルエンザ等の発生状況等について、国、県から必要な情報を収集する。

**(3) 情報提供・共有**

## ア 情報提供

- ・町は、県等と連携して、海外での発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要な対策等を、町のホームページに掲載するとともに、報道機関の協力を得ながら、町民への注意喚起を行う。
- ・町は、情報を提供する場合には、帰国者・接触者相談センターに寄せられる相談や医療機関等からの意見等を踏まえ、適宜見直すものとする。

## イ 情報共有

- ・町は、国、県及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。

## ウ 健康相談窓口等の設置

- ・町は、県等からの要請に応じ、国が作成したQ&A等を活用し、町民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を保健センターに設置し、適切な情報提供に努める。

**(4) 予防・まん延防止**

## ア 県内での感染拡大抑制策

- ・県等は、国と相互に連携し、県内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、患者への対応(治療・隔離)や患者の濃厚接触者等への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時等の対応指導等)に関し、関係機関との調整・準備を進める。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・県は、病院、社会福祉施設、学校、事業所等に対して、感染予防策を強化するよう要請する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

## イ 水際対策

- ・県等では、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生国からの入国者等、新型インフルエンザに感染している可能性がある者について、検疫所から通知があった場合には、健康監視を実施する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

**(5) 予防接種**

## ア 接種体制

## (ア) 特定接種

- ・町は、県の要請により、特定接種の対象となり得る者を確定し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう準備を行う。また、町職員に対して、集団的接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

## (イ) 住民に対する予防接種

- ・ 町は、県、国等と連携して、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、町内に居住する者に対するワクチン接種（新臨時接種）が速やかに実施できるための体制の構築の準備を進める。
- ・ 町は、県の技術的な支援を受けて、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町以外の市町における接種を可能にするよう努める。
- ・ 町は、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。

#### イ 予防接種における情報提供

- ・ 町は、県、国等と連携して、国の定める新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、種類対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について、町民に対し情報提供を行う。

### (6) 医療

県では、医療に関して県行動計画に基づいた対策を行う。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

### (7) 町民生活及び町民経済の安定の確保

#### ア 事業者の対応等

- ・ 県では、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染防止策を講じ、必要に応じて事業継続に不可欠な重要業務への重点化の準備を行うよう要請する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・ 県では、指定（地方）公共機関等に対し、その業務計画を踏まえ、国及び県と連携し、事業継続に向けた必要な準備等を行うよう要請する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・ 県では、指定（地方）公共機関等に対し、事業継続のための法令の弾力運用について国から通知があれば、必要に応じ、周知を行う。また、その他必要な対応策を速やかに検討し、措置を講じる。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

#### イ 遺体の火葬・安置

- ・ 町は、県等からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態に備え、遺体の保存対策、一時的安置場所の確保、火葬体制の維持の準備を行う。

## 3 県外発生期（地域未発生期）

## &lt;概要&gt;

状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接種歴を疫学調査で追うことができる状態。</li> </ul> （県内では患者は発生していない状態）
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内での感染拡大防止に努める。</li> <li>患者に対する適切な医療の提供に努め、感染拡大に備えた体制を整備する。</li> </ul>
対策の考え方	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。国が町を含む区域に対して緊急事態宣言を行った場合、速やかに砥部町新型インフルエンザ等対策本部を設置し、積極的な感染拡大防止策等を講じる。</li> <li>2) 国内発生した場合には、県等と連携して県内発生を早期に発見できるようサーベイランス・情報収集体制を強化する。</li> <li>3) 病院、学校等に対する感染予防策の強化を要請する。県内感染早期への移行に備えて医療体制の確保、町民生活及び町民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を早急に行う。</li> <li>4) 予防接種の準備等、県内発生に備えた体制整備を急ぎ、接種準備が整い次第、特定接種を開始する。</li> </ol>
主な対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体制の強化（町を区域とする緊急事態宣言がされた場合、対策会議から対策本部の設置に切り替える）</li> <li>・相談体制の充実・強化（健康相談窓口等）</li> <li>・県と連携した医療体制の整備</li> <li>・基本的な感染対策の周知、啓発</li> <li>・県と連携した感染対策（病院・学校等に対する感染対策の強化、事業者への感染対策の徹底と社会機能維持のための事業継続への取り組み）</li> <li>・住民接種の準備及び実施</li> </ul>

## (1) 実施体制

## ア 体制強化等

- ・ 町は、国外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行う。
- ・ 町は、海外で新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部を設置した場合には、必要に応じ町長を本部長とする町対策本部を設置し、国が決定した基本的対処方針を確認し、町行動計画等に基づく事前準備をする。（町対策本部を設置した場合は、対策会議は解散とする。）
- ・ 町は、県等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、町民に広く周知する。

- ・ 町は、国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、県等と連携して、医療機関、事業者、町民に広く周知する。

## (2) 情報収集

- ・ 国内外における新型インフルエンザ等の発生状況等について、国、県から必要な情報を収集する。

## (3) 情報提供・共有

### ア 情報提供

- ・ 町は、県等と連携して、海外での発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要な対策等を、町のホームページに掲載するとともに、報道機関の協力を得ながら、町民への注意喚起を行う。
- ・ 町は、情報を提供する場合には、帰国者・接触者相談センターに寄せられる相談や医療機関等からの意見等を踏まえ、適宜見直すものとする。

### イ 情報共有

- ・ 町は、国、県及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行うとともに、引き続き健康相談窓口にて対応する。

## (4) 予防・まん延防止

### ア 県内での感染拡大抑制策

- ・ 県等は、国と相互に連携し、県内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、患者への対応（治療・隔離）や患者の濃厚接触者等への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時等の対応指導等）に関し、関係機関との調整・準備を進める。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・ 県は、病院、社会福祉施設、学校、事業所等に対して、感染予防策を強化するよう要請する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

### イ 水際対策

- ・ 県等では、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生国からの入国者等、新型インフルエンザに感染している可能性がある者について、検疫所から通知があった場合には、健康監視を実施する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

## (5) 予防接種

### ア 接種体制

#### (ア) 住民に対する予防接種

- ・ 町は、県、国等と連携して、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、町内に居住する者に対するワクチン接種（新臨時接種）が速やかに実施できるための体制の構築の準備を進める。ワクチンの供給が可能になり次第、町民に情報を提供し、関係機関の協力を得て接種を開始する。

イ 予防接種における情報提供

- ・ 町は、県、国等と連携して、国の定める新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、種類対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について、町民に対し情報提供を行う。

(6) 医療

県では、医療に関して県行動計画に基づいた対策を行う。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(7) 町民生活及び町民経済の安定の確保

ア 事業者の対応等

- ・ 県では、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染防止策を講じ、必要に応じて事業継続に不可欠な重要業務への重点化の準備を行うよう要請する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

イ 水の安定供給

- ・ 水道事業者である町は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

ウ 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 町は、町民生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等が高騰しないように、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

## 4 県内発生早期（地域発生早期）

## ＜概要＞

状態	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内での感染拡大をできる限り抑える。</li> <li>・ 患者に適切な医療を提供する。</li> <li>・ 感染拡大に備えた体制の整備を行う。</li> </ul>
対策の考え方	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。県内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染対策等をとる。</li> <li>2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行う。</li> <li>3) 県内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。</li> <li>4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。</li> <li>5) 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、町民生活及び町民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。</li> <li>6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできる限り速やかに実施する。</li> </ol>
主な対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内、学校、事業者等での感染拡大防止の取り組み</li> <li>・ 住民接種の実施</li> <li>・ 患者への適切な医療の確保</li> <li>・ 事業継続計画に基づく社会・経済機能の維持</li> <li>・ 要援護者・自宅療養患者等への支援強化</li> </ul>

## (1) 実施体制

## ア 危機管理体制

- ・ 町は、国が決定した基本的対処方針を踏まえ、必要に応じ対策本部会議を開催し、県内発生早期の対策を確認するとともに、国が基本的対処方針を変更した場合は、町対策本部は、その方針に基づき対策を協議、実施する。
- ・ 町は、県等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、町民に広く周知する。
- ・ 町は、国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更し

た場合、その内容を確認するとともに、県等と連携して、医療機関、事業者、町民に広く周知する。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

(ア) 町対策本部の設置

- ・ 町は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに町対策本部を設置する。

(イ) 他の地方公共団体による代行、応援等

- ・ 地方公共団体が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

(2) 情報収集

- ・ 引き続き、国内外における新型インフルエンザ等の発生状況等について、国、県から必要な情報を収集する。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・ 町は、県等と連携して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、町民に対して、国内・県内での発生状況、現在の具体的な対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等について詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。
- ・ 町は、県等と連携して、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。
- ・ 町は、町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、他の市町や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、町民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。
- ・ 町は、対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて対策本部において調整する。

イ 情報共有

- ・ 町は、国のシステムを利用し、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。

ウ 健康相談窓口等の体制充実・強化

- ・ 町は、県等からの要請に応じ、町民からの相談の増加に備え、保健センターに設置した健康相談窓口等の体制を充実・強化する。
- ・ 町は、国からQ&Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。



## (4) 予防・まん延防止

## ア 県内での感染拡大防止策

- ・ 町民に対し、引き続き、手洗い・うがい、咳エチケット等の基本的な感染予防策の普及と、患者になった場合の対応の理解促進を図る。
- ・ 県等では、国と連携し、患者への対応（治療・入院勧告等）や患者の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時等の対応指導等）に関し、改めて、関係機関との調整・準備を確認する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

## イ 町民・事業所等への要請

- ・ 町は、県等と連携し、町民、事業所、福祉施設等に対して、感染予防策を強化するよう改めて要請する。
- ・ 町は、県等と連携し、ウイルス等の病原性・感染力等を踏まえ、必要に応じ、学校等における臨時休業の基準の見直しを引き続き検討する。
- ・ 町は、県等と連携し、町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ・ 町は、県等と連携し、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の出勤停止及び受診の勧奨を要請する。
- ・ 町は、県等と連携し、公共交通機関、公共施設、多くの町民が集まる施設等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ等適切な感染予防対策を講じるよう、改めて要請する。
- ・ 町民に対し可能な限り外出を控えるよう要請することを検討する。

## ウ 水際対策

- ・ 県では、下記のとおり、国の水際対策に引き続き協力する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

## 県の対策

- ・ 県では、渡航者への情報提供・注意喚起を継続する。
- ・ 県では、感染したおそれのある者に対し、国が不急不要の出国を自粛するよう勧告した場合には、国による勧告の実施を周知する。
- ・ 県では、入国者対策として国の検疫体制を補完するための対応を継続する。

## エ 緊急事態宣言がされている場合の県の対策

- ① 新型インフルエンザ等緊急事態においては、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等特別な状況において、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

- ・ 県は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。
  - ・ 県は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。
  - ・ 県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。
- ② 国は、国内発生早期の対策を継続し、ワクチンを確保し、速やかに供給するとともに、特措法第46条に基づく住民接種を進める。
- 町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

## (5) 予防接種

### ア 住民接種

- ・ 町は、県等と連携し、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容を確認する。
- ・ 町は、国の指示を受けて、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、住民接種を開始する。
- ・ 町は、国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供を開始する。
- ・ 町は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、町内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

### イ モニタリング

- ・ 町は、ワクチン接種を終了した段階で国が行うモニタリングに関する総合評価の状況を把握する。

## ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

町は、町民に対する予防接種については、国の基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第3項に規定する新臨時接種を実施する。

## (6) 医療

県では、医療に関して県行動計画に基づいた対策を行う。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

## (7) 町民生活及び町民経済の安定の確保

## ア 事業者の対応等

- ・ 県では、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策や、事業継続に不可欠な重要業務への重点化に向けた取組を開始するよう要請する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

## イ 町民・事業者への呼びかけ

- ・ 町は、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。
- ・ 県では、事業者に対しても食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう調査・監視するとともに、必要に応じて、関係団体等への指導、県民の相談窓口の設置等を検討する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

## ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

## (ア) 事業者の対応等

- ・ 指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。
- ・ 登録事業者は、医療の提供並びに県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。

## (イ) 電気及びガス並びに水の安定供給

- ・ 電気事業者及びガス事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- ・ 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、町、指定(地方)公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

## (ウ) 運送・通信・郵便の確保

- ・ 運送事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。
- ・ 電気通信事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。
- ・ 郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において、郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。

(エ) サービス水準に係る町民への呼びかけ

- ・ 町は、県等と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、町民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

(オ) 緊急物資の運送等

- ・ 県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定(地方)公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・ 県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定(地方)公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・ 正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、県は、必要に応じ、当該指定(地方)公共機関に対して輸送又は 配送を指示する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(カ) 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 町は、県等と連携し、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る

(キ) 犯罪の予防・取締り

- ・ 県は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

## 5 県内感染期（地域感染期）

## ＜概要＞

状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態。</li> </ul> <p>(感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。)</p>
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康被害を最小限にとどめる。</li> <li>医療機能を維持する。</li> <li>社会・経済活動への影響を最小限にとどめる。</li> </ul>
対策の考え方	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。</li> <li>2) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。</li> <li>3) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。</li> <li>4) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。</li> <li>5) 欠勤者の増大が予測されるが、町民生活・町民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動ができる限り継続する。</li> <li>6) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。</li> <li>7) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。</li> </ol>
主な対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町、学校、事業者等における感染拡大防止の取り組み</li> <li>事業継続計画に基づく社会・経済機能の維持</li> <li>社会的弱者、自宅療養患者等への支援強化</li> <li>住民接種の実施</li> </ul>

## (1) 実施体制

## ア 危機管理体制

- 国が基本的対処方針を変更した場合は、県対策本部は、その方針に基づき対策を協議、実施する。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集し、町行動計画により必要な対策を行う。

## イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・ 町は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに町対策本部を設置する。
- ・ 町は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

## (2) 情報収集

- ・ 国内の発生状況をリアルタイムで把握し、必要な対策を関係各課、関係機関に要請する。

## (3) 情報提供・共有

## ア 情報提供

- ・ 町は、県等と連携して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、町民に対して、国内、県内での発生状況、現在の具体的な対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等について詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムに情報提供する。
- ・ 町は、県等と連携して、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、県内の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。
- ・ 町は、町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、他市町や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

## イ 情報共有

- ・ 町は、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。

## ウ 健康相談窓口等の継続

- ・ 町は、県等からの要請に応じ、町民からの相談の増加に備え、保健センターに設置した健康相談窓口等を継続する。
- ・ 町は、国からQ&Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

## (4) 予防・まん延防止

## ア 県内での感染拡大防止策

- ・ 町は、町民に対し、引き続き、手洗い・うがい、咳エチケット等の基本的な感染予防策の普及と、患者になった場合の対応の理解促進を図る。
- ・ 町は、県等と連携し、事業所に対し、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、当該感染の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ・ 町は、県等と連携し、ウイルスの病原性・感染力等を踏まえ、学校等における臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- ・ 町は、県等と連携し、公共交通機関、公共施設、多くの方が集まる施設等に対し、利用者へのマスク着用を呼びかける等適切な感染予防策を講じるよう改めて要請する。

- ・ 町は、町民に対し、可能な限り外出を控えるよう要請する。

#### イ 水際対策

- ・ 町は、県等と連携し、県内発生早期の対策を継続する。

#### ウ 緊急事態宣言がされている場合の県の対策

県内発生早期の記載を参照

### (5) 予防接種

#### ア 緊急事態宣言がされていない場合

- ・ 町は、県内発生早期の対策を継続する。

#### イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・ 町は、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種、及び予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

### (6) 医療

町は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

県では、医療に関して県行動計画に基づいた対策を行う。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

### (7) 町民生活及び町民経済の安定の確保

#### ア 事業者の対応等

- ・ 県では、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策や、事業継続に不可欠な重要業務への重点化に向けた取組を継続するよう要請する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

#### イ 町民・事業者への呼びかけ

- ・ 町は、県等と連携し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を町民に呼びかける。
- ・ 県では、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう調査・監視するとともに、必要に応じて、関係団体等への指導、相談窓口の設置等を検討する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

#### ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

##### (ア) 業務の継続等

- ・ 指定（地方）公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の

継続を行う。

- ・ 県では、国から示される当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、事業者への周知に協力する。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・ 県は、各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員のり患状況等を確認し、必要な対策を速やかに検討する。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(イ) 電気及びガス並びに水の安定供給

- ・ 県内発生早期の記載を参照

(ウ) 運送・通信・郵便の確保

- ・ 県内発生早期の記載を参照

(エ) サービス水準に係る町民への呼びかけ

- ・ 県内発生早期の記載を参照

(オ) 緊急物資の運送等

- ・ 県内発生早期の記載を参照

(カ) 物資の売渡しの要請等

- ・ 県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。
- ・ 県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。

(キ) 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 県内発生早期の記載を参照

(ク) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

- ・ 町は、県からの要請に応じ、県、国と連携し、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

(ケ) 犯罪の予防・取締り

- ・ 県内発生早期の記載を参照

(コ) 埋葬・火葬の特例等

- ・ 町は、県からの要請に応じ、県、国と連携し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。



- ・ 町は、県からの要請に応じ、県、国と連携し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ・ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、国が緊急の必要があると認め、当該市町以外の市町による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を定めた場合には、それに基づいて対応する。
- ・ 県では、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集するとともに、市町が行う取り組みに対して広域的な視点から所要の支援に努める。町は、県等と連携しその取組を適切に実施する。

## 5 小康期

## &lt;概要&gt;

状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。</li> <li>・ 大流行はいったん終息している状況。</li> </ul> <p>(国の新型インフルエンザ等対策本部が、諮問委員会の意見を踏まえ、小康期に入ったことを宣言したとき。)</p>
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流行の第二波に備えた町民生活及び町民経済の回復を図る。</li> </ul>
対策の考え方	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。</li> <li>2) 流行の第二波発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供する。</li> <li>3) 情報収集の継続により、流行の第二波発生 of 早期探知に努める。</li> <li>4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。</li> </ol>
主な対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内感染期までの対策の評価</li> <li>・ 次の流行に備えた対策の検討・実施</li> </ul>

## (1) 実施体制

## ア 危機管理体制

- ・ 政府対策本部が廃止された時、県新型インフルエンザ等対策本部は段階的な縮小を行う。

## イ 町対策本部の廃止

- ・ 町は、緊急事態解除宣言がされた時は、速やかに町対策本部を廃止する。

## ウ 行動計画等

- ・ 町は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、国による政府行動計画及び同ガイドライン等の見直し、県による県行動計画及びガイドライン等の見直しを踏まえ、町行動計画等の必要な見直し等を行う。

## (2) 情報収集

- ・ 引き続き、国等から国内外における新型インフルエンザ等の発生状況等について、必要な情報を収集する。

## (3) 情報提供・共有

## ア 情報提供

- ・ 流行の第二波に備え、町民への情報提供と注意喚起を継続する。
- ・ 流行の第二波に備え、情報提供体制の評価、見直しを行う。

## イ 相談窓口等の縮小

- ・ 状況を見ながら、相談窓口を縮小する。

**(4) 予防・まん延防止**

- ・ 町は、県等と連携し、国の方針を踏まえ、渡航者等への情報提供・注意喚起の内容を順次見直し町民に周知する。

**(5) 予防接種**

## ア 緊急事態宣言がされていない場合

- ・ 町は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

## イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・ 町は、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の住民接種を進める。

**(6) 医療**

県では、医療に関して県行動計画に基づいた次のとおり対策を行う。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

## ア 医療体制

- ・ 県等は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。

## イ 抗インフルエンザウイルス薬

- ・ 県は、国が定めた適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を医療機関に対し周知する。
- ・ 県は、流行の第二波に備え、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。

## ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

県は、必要に応じ、県内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

**(7) 町民生活及び町民経済の安定の確保**

## ア 業務の再開

- ・ 県は、流行の第二波に備え、指定(地方)公共機関等の事業継続を支援する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・ 県は、各地域の感染動向を踏まえつつ、一般事業者の業務再開時期を周知する。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

## イ 町民・事業者への呼びかけ

- ・ 町は、県等と連携し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を、町民に呼びかける。
- ・ 県では、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう調査・監視するとともに、必要に応じて、関係団体等への指導、相談窓口の設置等の継続を検討する。町は、県等からの要請に応

じ、その取組等に適宜、協力する。

## 第4 その他

### ア 備蓄品について

マスク、感染防護衣、汚物処理用品、消毒液薬については使用期限があるため、必要に応じて調達する。

### イ 業務継続計画について

平成25年(2013年)3月に各課が策定した砥部町役場業務の継続計画は、定期的に見直すとともに、新型インフルエンザ等の発生、まん延状況に応じて対応する。

発生段階に応じた役割分担表(6段階)

対策の区分	発生段階の区分						主たる担当課
	未発生期	海外発生期	県外発生期	県内発生期	県内感染期	小康期	
◆連絡調整会議の開催		●	●				保険健康課 (保健センター)
◆対策本部の設置・運営			○	●	●	●	保険健康課 (保健センター)
◆住民への情報提供・収集							
●広報活動 新型インフルエンザ等に関する最新情報や町の対応状況、感染予防対策等をホームページや広報等を通じて周知する。	●	●	●	●	●	●	保険健康課 (保健センター)
●相談窓口設置の広報		●	●	●	●	●	保険健康課 (保健センター)
●医療機関の発熱外来の設置に関する広報			●	●	●	●	保険健康課 (保健センター)
◆県の発熱相談センター窓口の案内 住民からの専門的な相談は、基本的には、保健所に設けられる発熱相談センターが対応するが、保健所は、新型インフルエンザの患者の搬送、入院措置、積極的疫学調査などの業務で多忙を極め、住民からの相談に十分応じることができない事態も想定される。そのため、混乱を回避し、住民の不安を解消するため、疾患に関する相談のみならず、生活相談や本町が実施している対応策についての質問に至るまで、できる限り広範な内容の相談、問い合わせを受けるため、県の発熱相談センターの設置に合わせ、必要に応じ相談窓口を設置する。		●	●	●	●	●	保険健康課 (保健センター)
◆要支援者に対する支援							
●支援を必要とする高齢者、障がい者、ひとり世帯等の把握 新型インフルエンザの流行により、孤立化し生活に支障をきたすおそれのある高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり世帯等を把握する。	●						介護福祉課 保険健康課 (保健センター)
●生活支援、搬送、死亡時の対応等の具体的手続きの検討・準備 まん延期(第三段階2)における在宅の高齢者、障がい者等への生活支援(見守り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等)、搬送、死亡時の対応等について、その具体的手続きの検討・準備を行う	●						関係課
◆感染者の早期発見及び対応策樹立				●	●	●	保険健康課 (保健センター)
◆食糧等流通確保			●	●			関係課
◆遺体の火葬・安置							
●遺体安置のための施設の確保準備 火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を進める。	●						生活環境課
●火葬場の運営に関する調整					●		生活環境課
◆ワクチン接種体制整備 国及び県と協力し、プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの接種体制の調整を行う			●	●	●	●	保険健康課 (保健センター)

対策の区分	発生段階の区分						主たる担当課	
	未発生期	海外発生期	県外発生期	県内発生期	県内感染期	小康期		
◆医療提供体制への協力 医療提供体制の確保が困難な場合が想定された場合の公共施設等の活用について検討・準備する			●	●			保険健康課 (保健センター)	
◆社会活動及び事業活動への要請 県が実施する対策と歩調を合わせ、次のような要請を行う								
①住民	マスク着用、手洗い、外出自粛、 ごみ排出抑制			●	●	●	●	保険健康課 (保健センター)
②集会・イベント	不要不急の集会・イベントの活動 自粛				●	●	●	関係課
③学校・幼稚園・ 保育所(園)等通所施設	すべての学校や幼稚園・保育所 (園)等通所施設の休校、休業				●	●	●	学校教育課 介護福祉課
④公共交通機関	利用者間の接触を減らす措置、マ スクの着用				●	●	●	総務課
⑤社会福祉施設	マスク着用、手洗い 症状の認められた従業員等の出 勤停止・受診			●	●	●	●	介護福祉課 保険健康課 (保健センター) 各施設
⑥事業所	マスク着用、手洗い 事業主の判断により、症状の認め られた従業員等の出勤停止・受 診、不要不急の事業活動の自粛			●	●	●	●	産業振興課
◆上水道の維持 継続的に機能を維持することが可能となるよう計画を定める				●	●	●	●	生活環境課
◆役場の機能維持								
●全職員に対する新型インフルエンザの研修の実施		●						総務課
●職員の健康管理		●	●	●	●	●		総務課
●感染防護具の備蓄 自宅で療養する患者や在宅障がい者等の見回り、生活支援に 必要な个人防护具(マスク等の個人を感染から守るための防護 具)の備蓄	●							関係課
●事業継続計画の策定・見直し	●							総務課
●事業継続計画に基づく役場機能の維持				●	●	●		総務課

## 【用語解説】

### ○インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。)

### ○感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- ・特定感染症指定医療機関 : 新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
- ・第一種感染症指定医療機関 : 一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- ・第二種感染症指定医療機関 : 二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- ・結核指定医療機関 : 結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)又は薬局。

### ○感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

### ○帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関(内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関)で診療する体制に切り替える。

### ○帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。



### ○抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

### ○個人防護具

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

### ○サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

### ○新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

### ○新型インフルエンザ(A/H1N1)

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ(A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ(H1N1)2009」としている。

### ○新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に感染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

#### ○積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

#### ○鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。

また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

#### ○パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

#### ○パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

#### ○病原性

新型インフルエンザ対策において、人がウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお、学術的には、病原体が宿主(人など)に感染して病気をおこさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

#### ○プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン(現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造)。

#### ○PCR(Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応)

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。